

## 全労金2016春季生活闘争ニュース・第18号

### 協会と中央労使協議会を開催し、 「中央協定」の見直しを確認しました！

#### ◎ 第69回中央労使協議会小委員会において、「育児休職に関する協定」「介護休職に関する協定」等、6つの協定、及び、協定の解説の見直しを確認しました。

全労金は、3月23日午後3時30分から、協会と第69回中央労使協議会小委員会を開催し、「中央協定」及び「中央協定の解説」の見直しを確認しました。出席者は、協会は吉田常務、望月人事部長、筒井次長、伊吹専任役、全労金は櫻井・新井副委員長、深見書記長、奥井書記次長です。

全労金は、2015年度運動方針に基づき、「労金業態における諸労働条件や労働環境の改善、並びに、法律の改正に伴う課題整理等を目的」として、協会との間で、『中央協定』全般の検証を進めてきました。1月29日に開催しました第58回中央委員会では、「『中央協定』全般の見直しに関する全労金の考え方」として、①今回、改定する協定、②継続して協議する協定、を整理・確認し、以降、協会との協議を進めた結果、多くの中央協定の改定に至りました。以下に、改定する協定、及び、協定の解説を示します。

#### 《改定する協定と主な変更点》

##### ① 統一退職金制度に関する協定、及び、解説

2008年4月の統一退職金制度の改定に伴い、経過措置期間を設けていましたが、当該期間が終了しているため、経過措置期間条項を廃止しました。また、各金庫・事業体の人事制度等とのリンクについて、人事制度改定時の対応を明記しました。

##### ② 就業時間に関する協定、及び、解説

2008年4月の就業時間の変更に伴い、始業時間の特別措置を設けていましたが、経過期間が終了しているため、特別措置条項を廃止しました。

##### ③ 裁判員休暇制度に関する協定の解説

申請手続きについて、政令で定められている「やむを得ない理由」を、現行の政令に基づき、整理しました。

##### ④ 育児休職に関する協定、及び、解説

- i 休職期間の繰り下げ変更回数について、省令に基づき、子が1歳に達するまでの休職と、1歳以降の休職で別にカウントする旨を明記しました。

ii 休職期間中の労働・社会保険料の負担について、法改正を踏まえ、金庫が立替払いする事象がなくなったことから、条文を削除しました。

iii 「所定労働時間の短縮措置の対象者・期間」等について、「小学校の始期に達するまで」を、「単金単組間の協議により、小学校卒業時までとする等の緩和措置を講じることを可とする」旨を、解説に盛り込みました。

⑤ 介護休職に関する協定、及び、解説

休職期間や所定労働時間の短縮措置について、「単金単組間の協議により、延長する等の措置を講じることを可とする」旨を、解説に盛り込みました。

⑥ 私傷病・欠勤に関する協定

復職後の季節休暇の付与日数に関わる考え方を整理しました。

なお、全労金は、①定年の年齢・退職日に関する協定、②諸休暇に関する協定、③私傷病・欠勤休職に関する協定、④高年齢者雇用確保措置への対応に関する協定、⑤育児休職に関する協定、⑥介護休職に関する協定、等について、中央協定の「適用範囲の明確化」や労働環境の改善等を目的に、協会と継続して協議を進めます。

※ 協定の改定内容等については、4月上旬に「ニュースぜんろうきん」を発行し、組合員のみなさんに報告します。

※ 次号は3月28日（月）に配信予定です。

以 上